

四半期報告書

(第136期第1四半期)

横浜ゴム株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第136期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 横浜ゴム株式会社

【英訳名】 The Yokohama Rubber Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経理部長 森 田 史 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経理部長 森 田 史 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第135期 第1四半期連結 累計期間	第136期 第1四半期連結 累計期間	第135期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	117,424	129,394	519,742
経常利益 (百万円)	3,281	4,023	23,356
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,619	2,822	13,923
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,631	5,178	8,505
純資産額 (百万円)	160,760	174,350	170,871
総資産額 (百万円)	459,253	481,573	478,915
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.83	8.42	41.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.80	34.66	34.23

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第135期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日～平成23年6月30日）における世界経済は、緩やかな回復基調を維持しつつも、欧州債務国問題や、米国の景気減速懸念、産油国の内政不安など、一部に不安定な要素を含みながら推移しました。一方、わが国においては、3月に発生した東日本大震災の影響から、サプライチェーンの寸断や、電力供給不安、個人消費の低迷など、経済活動の一時的な減速傾向がみられました。タイヤ業界は、海外向けの活発な需要に支えられ、また、日本国内においても堅調に推移いたしました。しかしながら、原材料価格の高止まりや円高の様相を呈する為替相場など、厳しい環境に見舞われており、今後は予断を許さない状況といえます。

こうした状況のもと、当社グループは、継続的な成長を目指し、積極的な営業活動に取り組んでまいりました。この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は1,293億94百万円（前年同期比 10.2%増）、連結営業利益は41億40百万円（前年同期比 29.9%減）、連結経常利益は40億23百万円（前年同期比 22.6%増）、連結四半期純利益は28億22百万円（前年同期比 74.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① タイヤ事業

タイヤ事業の売上高は、1,037億96百万円（前年同期比 12.1%増）、営業利益は37億8百万円（前年同期比 30.1%減）となりました。欧州、アジア、中東を中心に、海外販売が順調に推移しました。国内では、震災の影響から、新車用タイヤの販売が大きく落ち込んだものの、市販用タイヤが売上を伸ばしたことにより、売上高は前年同期を上回りました。しかし、原材料価格の高止まり等もあり、営業利益は前年同期を下回りました。

② 工業品事業

工業品事業の売上高は、197億51百万円（前年同期比 4.4%増）、1億14百万円の営業損失（前年同期営業利益3億49百万円）となりました。売上高は前年同期を上回りましたが、震災の影響から原料の供給不足が生じたこと、自動車メーカー向けのホース、接着剤等の需要が落ち込んだこと等

により、営業利益は前年同期を下回りました。

③ その他(航空部品事業、スポーツ事業等)

その他の売上高は、58億46百万円（前年同期比 0.6%減）、営業利益は5億7百万円（前年同期比 102.1%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆様および投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。従って、当社の株式を大量に取得しようとする者が出現した場合にこれを受け入れるかどうかは最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な取得行為またはこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な取得行為またはこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模な取得行為またはこれに類する行為の内容や当該株式を大量に取得しようとする者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げるような株式の大規模な取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模な取得行為に対しては、株主の皆様の事前の承認に基づき、当社取締役会が、法令および定款によって許容される限度において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考えております。

当社は、以上をもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」を策定し、目標達成に向けた事業戦略を推進してまいります。2009年度から始まるGD100フェーズⅡでは、「高質な成長」をテーマに取り組むと共に、CSR経営を進めております。

さらに、当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、今後も、継続的な安定配当を基本とした上で連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

以上のような中長期的視点に立った各取組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現するとともに、すべてのステークホルダーとの良好な信頼関係を築

き、社会への貢献を果たすことが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることになると考えております。

3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年5月20日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」という。）を決定し、導入いたしました。

本対応方針の概要は、以下のとおりであります。

<本対応方針の概要>

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものであります。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、①当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての独立委員会の設置、②大規模買付者への買付説明書の提出要求、③大規模買付者への大規模買付情報(当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のための情報)の提供要求とその公表、④大規模買付情報の提供完了後60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)の取締役会検討期間の設定、および⑤大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守した場合でも当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反する場合に、当社がその時点で適切と考える一定の対抗措置を講じることができる等が大規模買付ルールの主な内容であります。

②対抗措置の発動

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値および株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社取締役会が、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

③有効期間

本対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。

本対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとなっております。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社の中期経営計画は、中長期的視点から当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針に沿うものであります。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値および株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであります。
- ② 本対応方針は、当社株主総会の議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しないこととなります。そのため、本対応方針の消長および内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士および学識経験者等、並びに社外の経営者等により構成される独立委員会を設置しております。
- ④ 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 当社取締役は、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3,076百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりであります。

1) タイヤ事業

当社は、2011年度は中期経営計画「GD100」のPhase（フェーズ）Ⅱ（2009～2011年度）の3年目にあたり、さらなる飛躍を実現するために、“良いモノを・安く・タイムリーに”かつ世界トップレベルの環境貢献企業になることを目標としており、タイヤ事業においても以下のような新商品の発売およびモータースポーツ活動を展開することができました。

① 最高峰コンフォートタイヤ「ADVAN dB」に空気漏れを抑制する「AIRTEX Advanced liner」を採用。

最高峰コンフォートタイヤ「ADVAN dB（アドバン・デシベル）」の全サイズに、空気漏れを大幅に抑制する新素材インナーライナー「AIRTEX Advanced liner（エアテックス・アドバンスドライナー）」を採用し、環境性能と安全性能が一段と向上しました（2011年7月より発売開始）。インナーライナーは、自然に起こるタイヤからの空気漏れを抑制する部材であり、「AIRTEX」は、樹脂の低透過性とゴムの柔軟性を併せ持った新素材として独自開発したもので、空気圧の低下に起因する燃費性能の悪化や安全性・乗心地の低下を大幅に抑制し、さらにドライバーの空気圧管理のサポートもします。また、従来品の5分の1の薄さで大幅に空気漏れを抑制できるため、タイヤの軽量化にも貢献しており、すでに低燃費タイヤシリーズの「BluEarth-1（ブルーアース・ワン）」全サイズと、「BluEarth RV-01（ブルーアース・アールブイゼロワン）」の50偏平以下のサイズに採用しております。なお、同技術は日本を含め、世界各国で特許を取得しております。

「ADVAN dB」はヨコハマタイヤ史上最高の静粛性と最高峰ブランド「ADVAN」のしっかりとした安定感を両立し、さらに環境性能も併せ持った新時代のコンフォートタイヤとして2009年7月から発売しております。優れた静粛性を誇るdBパターンを継承しながら、「ADVAN」の開発技術を惜しみなく搭載し、ハイレベルな走行性能と快適性を実現し、全48サイズのうち、65と60偏平の11サイズが国内のタイヤラベリング制度において、ころがり抵抗性能：A、ウェットグリップ性能：bの低燃費タイヤにグレードされ、低燃費性能も向上しております。

② 低燃費タイヤのサイズラインアップを拡大。

低燃費タイヤのラインアップ拡大の一環として、環境タイヤのフラッグシップ「BluEarth-1（ブルーアース・ワン）」の新サイズ（185/65R15 88H）を追加しました（2011年7月より発売開始）。

「BluEarth-1」は国内タイヤラベリング制度で、最高の低燃費性能グレードである、ころがり抵抗性能：AAAを獲得し、ウェットグリップ性能はcにグレードされております。

また、最高峰コンフォートタイヤ「ADVAN dB（アドバン・デシベル）」のラベリング表示を開示しました。全48サイズのうち、65と60偏平の11サイズが、ころがり抵抗性能：A、ウェットグリップ性能：bの低燃費タイヤにグレードされております。現在、低燃費タイヤは、環境タイヤブランド「BluEarth」の「BluEarth-1」、「BluEarth RV-01（ブルーアース・アールブイゼロワン）」、「BluEarth AE-01（ブルーアース・エーイーゼロワン）」に加え、「DNA Earth-1（ディーエヌエー・アースワン）」の4商品をラインアップしておりますが、今回の「BluEarth-1」の新サイズと「ADVAN dB」の11サイズの追加により、ラインアップの一層の充実を図りました。

③ 上海モーターショー2011に出展。

2011年4月に上海（中国）で開催された「上海モーターショー2011（AUTO SHANGHAI 2011）」において、ヨコハマタイヤの環境技術であるオレンジオイル配合技術を強く訴求し、さらに当社の新しい環境コンセプト「BluEarth（ブルーアース）」を出展しました。ブースではオレンジオイルのメカニズムを解説するほか、同技術を採用した商品として、2011年3月から中国で発売した最高峰コンフォートタイヤ「ADVAN dB V551」と当社がワンメイクタイヤを供給するCTCC向けのレーシングタイヤを展示しました。また、今回はプロトタイプタイヤを参考出品し、「ブルーアース」の認知度向上を図りました。

オレンジオイルはゴムをしなやかにしてグリップ力を高め、走行性能と環境性能を両立する技術です。一般市販用タイヤをはじめ、トップクラスのモータースポーツ用レーシングタイヤ（CTCC、WTCC並びに国内スーパーGTなど）にも採用しております。

なお、「BluEarth」は「環境、そして人や社会にやさしいタイヤ」をテーマに世界中で展開するグローバル・コンセプトであり、欧州に続き中国でも第一弾商品を今秋発売する予定です。

④ メルセデス・ベンツ新型2車種（CLSクラス、SLKクラス）に新車装着開始。

グローバル・フラッグシップブランド「ADVAN（アドバン）」のハイパワー車向けタイヤ「ADVAN Sport（アドバン・スポーツ）V105」が、独・ダイムラー社のプレミアムラグジュアリー4ドアクーペ「メルセデス・ベンツCLSクラス」、2シーターロードスター「メルセデス・ベンツSLKクラス」の新型モデルに新車装着されました。これは、同社メルセデス・ベンツ車のCL 63 AMG、CL 65 AMG、MLクラスAMG、Cクラス、CクラスAMGに続く、6車種目、7車種目となります。

「ADVAN Sport V105」は当社とダイムラー社が共同開発したもので、タイヤサイドにダイムラー社の承認を示す「M0」マークが刻印されております。「ADVAN Sport V105」のベースであるADVANSport V103はメルセデス・ベンツ車以外に、アウディS8、A7およびQ7、ポルシェ911カレラ4およびカイエン、ベントレー・コンチネンタルにも新車装着されました。「ADVAN Sport V105」は、「ADVAN Sport V103」の後継商品となり、新車装着が先行します。世界的な高性能車にそのパフォーマンスが認められ、標準装着を承認された最新技術をベースに全世界仕向け補修用を発売する予定であります。

⑤ モータースポーツ活動

環境タイヤ「BluEarth-1（ブルーアース・ワン）」（195/65R15 91H）を装着した由良拓也氏設計の「AEROPRIUS YURASTYLE neo」が2011年4月、富士スピードウェイで開催されたハイブリッドカーレース「エコカーカップ2011」において総合優勝を果たしました。「エコカーカップ」はタイムアタック、スプリントレース、耐久レースなど6つのステージで構成され、スピードと燃費の両面から総合ポイントを競うレースですが、「BluEarth-1」は優れた低燃費性能と走行性能を武器に今回の勝利に大きく貢献しました。「BluEarth-1」は「環境、そして人や社会にやさしいタイヤ」をコンセプトとした「BluEarth」シリーズのフラッグシップモデルであり、国内のタイヤラベリング制度で、ころがり抵抗性能は最高レベルのAAA、ウェットグリップ性能はcにグレードされるなど高レベルの低燃費性能と安全性能を両立、さらに静粛性や快適性の向上、車外通過騒音の低減など“人にやさしい性能”も実現しております。

また、2011年5月に岡山国際サーキットで開催されたSUPER GTラウンド1のGT300クラスにおいてADVANレーシングタイヤ装着車が優勝し、この勝利によりADVANはGTシリーズ戦において通算100勝目（オールスター戦や特別戦を除いた全日本GT選手権、SUPER GTのシリーズ戦における累計勝利数）を達成しました。

さらに、2011年6月アメリカ・コロラド州で開催された「2011パイクスピーク・インターナショナル・ヒルクライムレース」に「チーム・ヨコハマ・EVチャレンジ」と称し3年連続で参戦しました。同レースは標高4,301mのパイクスピークを舞台にスタート地点から頂上までおよそ20kmを一気に駆け上がりそのタイムを競うレースで、今年89回目を迎える別名「雲に向かうレース」と呼ばれる世界で最も有名なヒルクライムレースですが、当社は「走る喜びと環境との調和」、「電気自動車用タイヤの研究開発」を目的として環境タイヤブランド「BluEarth」のプロトタイプを装着して参戦した結果、2年連続で電気自動車（EV）の最速記録更新を成し遂げました。「BluEarth」のプロトタイプは最新の環境技術を採用して低燃費性能を高めながら、グリップ性能も高いレベルで実現しており、舗装路や未舗装路など様々な路面が混在するコースにおける安定的な走りを強力にサポートしました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,598,162	342,598,162	東京、大阪、名古屋 各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	342,598,162	342,598,162	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	342,598	—	38,909	—	31,952

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,533,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 333,716,000	333,716	—
単元未満株式	普通株式 1,349,162	—	—
発行済株式総数	342,598,162	—	—
総株主の議決権	—	333,716	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式および株式会社証券保管振替機構名義株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式 81株
株式会社証券保管振替機構名義株式 200株

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36 番11号	7,533,000	—	7,533,000	2.19
計	—	7,533,000	—	7,533,000	2.19

2 【役員の状況】

該当する事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,161	17,223
受取手形及び売掛金	111,701	111,355
商品及び製品	44,837	50,083
仕掛品	8,184	7,923
原材料及び貯蔵品	15,413	18,516
その他	15,889	19,606
貸倒引当金	△960	△823
流動資産合計	223,227	223,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	56,847	56,415
機械装置及び運搬具（純額）	63,607	62,146
その他（純額）	56,915	61,891
有形固定資産合計	177,370	180,453
無形固定資産	1,528	1,630
投資その他の資産		
投資有価証券	59,359	58,580
その他	18,125	18,081
貸倒引当金	△696	△1,058
投資その他の資産合計	76,789	75,602
固定資産合計	255,687	257,686
資産合計	478,915	481,573
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	79,610	76,300
コマーシャル・ペーパー	3,000	4,000
短期借入金	78,569	86,935
未払法人税等	1,167	2,560
役員賞与引当金	82	108
災害損失引当金	453	323
その他	41,368	33,721
流動負債合計	204,251	203,950
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	45,204	44,784
退職給付引当金	16,280	16,191
その他	22,307	22,295
固定負債合計	103,792	103,272
負債合計	308,044	307,223

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,909	38,909
資本剰余金	31,952	31,952
利益剰余金	108,083	109,225
自己株式	△4,746	△4,748
株主資本合計	174,198	175,338
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,425	16,025
為替換算調整勘定	△21,829	△19,685
在外子会社の年金債務調整額	△4,859	△4,765
その他の包括利益累計額合計	△10,263	△8,425
少数株主持分	6,935	7,437
純資産合計	170,871	174,350
負債純資産合計	478,915	481,573

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	117,424	129,394
売上原価	81,712	93,022
売上総利益	35,712	36,372
販売費及び一般管理費	29,804	32,231
営業利益	5,907	4,140
営業外収益		
受取利息	50	50
受取配当金	509	649
その他	818	1,072
営業外収益合計	1,377	1,772
営業外費用		
支払利息	613	644
為替差損	2,935	821
その他	454	422
営業外費用合計	4,003	1,888
経常利益	3,281	4,023
特別損失		
固定資産除売却損	60	38
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	119	—
特別損失合計	180	38
税金等調整前四半期純利益	3,101	3,985
法人税等	1,292	951
少数株主損益調整前四半期純利益	1,809	3,033
少数株主利益	189	211
四半期純利益	1,619	2,822

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,809	3,033
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,690	△400
為替換算調整勘定	1,132	2,429
在外子会社の年金債務調整額	105	94
持分法適用会社に対する持分相当額	12	22
その他の包括利益合計	△3,440	2,145
四半期包括利益	△1,631	5,178
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,905	4,659
少数株主に係る四半期包括利益	274	519

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、ヨコハマ ヨーロッパ GmbH 及び 横浜胶管配件(杭州)有限公司は、重要性が増したことにより連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当する事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当する事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当する事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
債務保証 非連結子会社の金融機関からの借入れに対し、 債務保証を行っております。 ヨコハマタイヤベトナムINC. 809 百万円 ワイ・ティー・ラバーCo., Ltd. 2,682 ヨコハマモールド(株) 170 <hr/> 計 3,661	債務保証 非連結子会社の金融機関からの借入れに対し、 債務保証を行っております。 ヨコハマタイヤベトナムINC. 775 百万円 ワイ・ティー・ラバーCo., Ltd. 2,843 ヨコハマモールド(株) 350 <hr/> 計 3,969

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。
 なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の
 とおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 6,258 百万円	減価償却費 5,758 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,010	6	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期
 連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,010	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期
 連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	タイヤ	工業品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	92,618	18,921	111,540	5,884	117,424	—	117,424
セグメント間の内部売上高 又は振替高	426	13	439	1,079	1,519	△1,519	—
計	93,045	18,934	111,979	6,964	118,943	△1,519	117,424
セグメント利益	5,305	349	5,654	251	5,905	2	5,907

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものは航空部品事業、スポーツ事業であります。
2. セグメント間取引消去によるものです。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	タイヤ	工業品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	103,796	19,751	123,548	5,846	129,394	—	129,394
セグメント間の内部売上高 又は振替高	416	19	436	987	1,424	△1,424	—
計	104,213	19,771	123,984	6,834	130,819	△1,424	129,394
セグメント利益 又は損失(△)	3,708	△114	3,594	507	4,101	38	4,140

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものは航空部品事業、スポーツ事業であります。
2. セグメント間取引消去によるものです。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円 83銭	8円 42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,619	2,822
普通株式に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,619	2,822
普通株式の期中平均株式数(千株)	335,098	335,062

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社の連結子会社である株式会社ヨコハマタイヤジャパンは、同社の退職給付制度のうち、適格退職年金制度を終了し、平成23年7月1日より確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しております。

また、当該制度移行に伴い、同社の退職給付制度が全社的に統一されたことから、同日付で退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更しております。

これにより、当社の第2四半期連結決算において、純額で20億円程度の特別損失を計上する見込みです。

2 【その他】

該当する事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太	田	周	二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	林		宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	達	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横浜ゴム株式会社の平成23年4月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【会社名】 横浜ゴム株式会社

【英訳名】 The Yokohama Rubber Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信

【最高財務責任者の役職氏名】 該当する事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO 南雲忠信は、当社の第136期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

